

中部森林学会運営内規

1. 理事等の選出

1) 理事は、以下の機関会員から1名ずつ選出するものとする。

(1) 大学：信州大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、三重大学、東京大学、筑波大学

(2) 県試験研究機関：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の森林・林業試験研究機関

(3) 関係研究機関：神宮司庁営林部

2) オブザーバーとして、中部地域各県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）の森林・林業行政担当部署から各1名、林野庁中部森林管理局から1名を選出することができる。オブザーバーは理事会に出席して意見を述べることができる。

2. 事務局

1) 事務局は、機関会員の大学で構成されるユニット（ユニットあたり2大学）が担当する。設置期間2年間の持ち回りとし、ユニット内の片方の大学に事務局が置かれる。

2) 事務局は、以下の役員で構成される。常任理事と会計主事は事務局が置かれる大学から選出し、それ以外の役員は主にユニット内の両大学と両大学が所在する県の試験研究機関から選出するが、他の機関会員等から選出することができる。

(1) 常任理事

(2) 編集担当理事（編集委員長）

(3) 大会担当理事（大会運営委員会委員長）

(4) 会計主事

(5) ウェブ主事

(6) 表彰主事

(7) その他、必要と考えられる主事

3) 事務局は、以下のことを行う。

(1) 本会に関する事務全般

(2) 銀行口座の開設・管理

(3) 編集委員会、表彰委員会の組織・運営

(4) 「中部森林研究」の発行

(5) 学会ウェブサイトの管理・運営

(6) 理事会の開催

(7) 大会の開催

(8) 大会用物品の管理、大会運営委員会への貸与

3. 大会の開催

- 1) 毎年 1 回、総会、研究発表会等からなる大会を開催する。研究発表会は、森林・林業に関する学術研究の発表の場とする。
- 2) 開催時期は原則として、毎年 10 月の土曜日とする。見学会、シンポジウム等を開催する場合には、原則としてその翌日に実施する。
- 3) 大会の開催地は、理事会により決定される。原則として、事務局を担当しているユニットの大学が所在する県とし、各ユニットの持ち回りとする。
- 4) 大会の準備と運営は、事務局を担っているユニットが担当し、開催県・機関に大会運営委員会を設置して行う。
- 5) 大会運営委員会には以下の担当を設ける。
 - (1) 委員長（大会担当理事）
 - (2) 総務担当
 - (3) 会場担当
 - (4) 懇親会担当
 - (5) その他、必要と考えられる担当

4. 機関誌の発行

- 1) 機関誌「中部森林研究」はオンラインジャーナルとし、年 1 回、原則として毎年 6 月の発行とする。論文等の PDF ファイルを名古屋大学学術機関リポジトリに収録して公開する。
- 2) 収録する論文等は、研究発表会の発表者がその内容をもとにして作成し、投稿したものとする。
- 3) 著者から論文等の掲載料を徴収する
- 4) 「中部森林研究」の編集・発行を行うために、編集委員会を設置する。編集委員会は編集委員長と編集委員（各部門に 1 名以上）から構成される。編集委員長は編集担当理事がこれにあたる。必要に応じて、編集主事を置くことができる。編集主事は編集委員長の職務を補佐する。編集主事と編集委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5) 論文等の原稿の受付および審査は、編集委員会がオンライン上の論文投稿・査読システムで行う。審査終了後、事務局が著者校正済みの論文の PDF ファイルを名古屋大学学術機関リポジトリへ送付して登録する。
- 6) 投稿規定、執筆要領、投稿原稿審査要領は別に定める。

5. その他

- 1) 日本森林学会中部支部の現有資産は、平成 23（2011）年 4 月 1 日をもって、中部森

- 林学会事務局が引き継ぐこととする。
- 2) 本内規の変更は、理事会で決定する。

2011年4月1日制定
2011年10月21日改定
2012年6月12日改定
2013年7月24日改定
2015年5月29日改定
2022年11月18日改定
2023年7月26日改定
2023年10月13日改定

別表 令和5(2023)年度以降の事務局担当ユニットと大会開催県

年度	5	6	7	8	9	10	11
事務局	名古屋大・東大	信大・静大		三重大・岐阜大		名古屋大・東大	
大会	富山	長野・静岡		岐阜・三重		愛知・石川	